

臨時的任用教員等採用候補者登録申込案内

秋田県教育委員会

平成30年度秋田県公立学校臨時的任用教員等《講師（臨時）、養護教諭（臨時）、実習助手（臨時）、寄宿舎指導員（臨時）、非常勤講師及び非常勤実習助手》の採用候補者の登録受付を次のとおり行います。

1 募集校種、教科と申込資格

募集校種	職名	校種、教科等	申込資格（所有免許状等）
市町村立 小学校 中学校 県立中学校	講師（臨時） 非常勤講師（少人数 数学習に限る）	小学校	小学校教諭普通免許状
		中学校の各教科	当該教科の教諭普通免許状
	養護教諭（臨時）	小学校、中学校	養護教諭普通免許状
県立 市立 高等学校	講師（臨時） 非常勤講師	高等学校の各教科	当該教科の教諭普通免許状
		高等学校	養護教諭普通免許状
	実習助手（臨時） 非常勤実習助手	高等学校の理科、工業科、 農業科、水産科	平成11年4月1日以前に生まれた者
県立 特別支援 学校	講師（臨時） 非常勤講師	特別支援学校	小学校又は中学校、高等学校の教諭 普通免許状（特別支援学校にかかる免 許状の有無を問わない）
		特別支援学校	養護教諭普通免許状
	寄宿舎指導員 （臨時）	特別支援学校	平成11年4月1日以前に生まれた者
	実習助手（臨時）	特別支援学校	平成11年4月1日以前に生まれた者

（注） ・ 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者として。
 ・ 所有免許状については、平成30年3月31日までに取得見込みの者も含まれます。

2 申込手続き

下の表の「志願者の区分」に従って申し込んでください。区分1の方は電子申請で申し込んでください。電子申請は、美の国あきたネット (<http://www.pref.akita.lg.jp>) から「電子手続き・入札情報」→「電子申請可能手続きについて」を選択し、「臨時的任用教員等採用候補者登録申込」の手順に従ってください。区分2の方は郵送により申し込んでください。

志願者の区分			提出書類
1	秋田県公立学校教諭・臨時的任用教員等の職歴がある者		①登録申込書（電子申請 ※1） ②個人カード（郵送）
2	秋田県公立 学校教諭・ 臨時的任用 教員等の職 歴がない者	平成30年度 秋田県公立学 校教諭等採用 候補者選考試 験の受験状況 について	次の①～⑥を提出（郵送） ①登録申込書 ②個人カード ③卒業（見込み）証明書 ④最終学校の成績証明書 ※2 ⑤論文 ※3 ⑥教員免許状の写し ※4
		第一次選考試験全部を受験した者	上記①～⑥を提出（郵送） ※5
		第二次選考試験を受験した者	上記⑥を提出（郵送） なお、志願書に臨時的任用教員 希望有とした方は、自動登録さ れます。

- ※1 インターネットに接続できる環境にない等、やむを得ない場合は、郵送による申込も受け付けます。
- ※2 大学の専攻科もしくは大学院の修了者又は修了見込みの者は、卒業大学の成績証明書と合わせて提出してください。(様式自由、発行者封印のこと。ただし改ざん防止処理を施した証明書は、封印なしでも可とする。)
- ※3 字数：800字程度(A4判400字詰原稿用紙を使用し、自筆のこと)
論文題：秋田県では「豊かな人間性を育む学校教育」を目指し、Ⅰ思いやりの心を育てる Ⅱ心と体を鍛える Ⅲ基礎学力の向上を図る Ⅳ教師の力量を高める の四つの目標を掲げて、学校教育の充実を図っています。この四つの中から一つを選び、あなたの考えや取り組みたいことを述べなさい。
- ※4 旧免許状所有者のうち、免許状更新講習の最初の修了確認期限を過ぎた者は、「更新講習修了確認証明書」等の証明書の写しを提出してください。
教員免許状を取得見込の者は、「教員免許状取得見込証明書」を提出してください。その上で、取得後、平成30年3月31日までに教員免許状の写しを提出してください。免許状が確認できない場合は、採用できません。
- ※5 一般選考の他県教諭等並びに社会人特別選考の高等学校教諭等の受験者は、⑤の論文の提出は不要です。

3 申込書類の受付期間及び提出先

- (1) 受付期間 平成29年8月4日(金)～11月30日(木) <第一次締切>
※その後も随時受け付けます

- (2) 提出先

〒010-8580 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県教育庁(次の各課)

ア) 市町村立小学校、中学校、県立中学校の各職を志願する者

義務教育課 (電話：018-860-5145)

イ) 県立・市立高等学校の各職を志願する者 高校教育課 (電話：018-860-5164)

ウ) 県立特別支援学校の各職を志願する者 特別支援教育課 (電話：018-860-5133)

※ 校種の重複申込はできません。上記ア)～ウ)のいずれかに申し込んで下さい。

※ 郵送の場合、封筒の表に「臨時的任用教員等採用候補者登録申込」と朱書きしてください。

4 登録、面接、採用等

- (1) 申込書類を受理した者については、平成30年度秋田県公立学校臨時的任用教員等採用候補者名簿に登録します。ただし、秋田県公立学校の教諭または臨時的任用教員等の職歴がない者については、平成30年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の第二次選考試験を受験した者を除き、名簿に登録した後、平成30年1月上旬までの間に面接(第1回)を行います。面接日程等は、後日連絡します。
- (2) 申込書類等の他、秋田県公立学校臨時的任用教員として勤務した経験のある者については、勤務実績等により、採用を決定します。秋田県公立学校の教諭または臨時的任用教員等の職歴がない者については、面接(第2回)を行ったうえで、採用を決定します。面接日程等は、後日連絡します。
- (3) 採用及び配置先が決定した者のうち、秋田県公立学校の教諭または臨時的任用教員等の職歴がない者については、事前研修を行います。研修日程等は、後日連絡します。
- (4) 採用は、必要が生じた場合に行い、配置先は原則として県内全域を対象とします。また、志願以外の職名、校種に採用することもあります。
- (5) 登録の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとしますが、この期間内に採用されないこともあります。
- (6) 登録後に、就職等の事由で辞退する場合、あるいは登録内容に変更がある場合は、3(2)の申込書類提出先に「辞退届」あるいは「登録内容変更届」(様式自由)を提出してください。
- (7) 採用時には、「健康診断書」及び「履歴書」の提出が必要となります。
(※「健康診断書」については、必ず別紙1の様式を用い、すべての項目の検査を受けること)

(8) 平成30年3月に大学等を卒業予定の登録者は、採用時に改めて最終学校の「卒業証明書又は修了証明書」、「最終学校の成績証明書」を提出して頂きます。

5 注意事項

- (1) 提出書類はいっさい返却しません。
- (2) 申込書類が不備の場合は、担当課より連絡します。

6 問い合わせ・連絡先

3(2)の申込書類提出先と同じです。

7 給与等

- (1) 講師(臨時)、養護教諭(臨時)、実習助手(臨時)、寄宿舎指導員(臨時)の給与は、一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例に準じて支給します。

採用時の給与の例

《県立高等学校講師(臨時)》 大学卒業者の初任給：約197,000円
(給与は、職歴等に応じて一定の基準により加算される場合もあります)

【諸手当】 期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等
【休暇等】 年次休暇等

- (2) 非常勤講師、非常勤実習助手には、担当授業時数等に応じて支給します。

